

大学博物館に関する序論的検討

—— 大学との関連性を中心に ——

高橋 有美*

An Introductory Reflection on University Museum in Japan —— From the Standpoint of University as Managing Body ——

Yumi TAKAHASHI

After the Scientific Council of the Agency for Cultural Affairs reported on the establishment of the university museum in its interim report in 1995, university museums see a big change especially in the establishment of the new type of university museum. At the same time, the 'new' role of university museum is needed; its educational role for general public and local community. Even though, there are few studies approached in this point of view.

This paper is an introduction to examine the general overview of university museums in relation to society and university as a managing body. Firstly, I describe the changing relationships between university museum and university from these viewpoints as follows (1) the opportunity of its establishment (2) the Policy of Scholarly information (3) the reforms in university in Ministry of Education put a dent in the roles of university museum. Secondly, I review the discussion about the problem of university museum; (1) framework (2) managing body (3) open.

目次

I はじめに—問題の所在と方法

II 大学博物館の意義

A 設置目的にみる大学内での位置

B 学術情報政策における意義

C 大学改革との関連

III 大学博物館論の課題

A 概念に関する議論

B 設置主体・運営主体に関する課題

C 公開に関する議論

IV おわりに

注・引用文献

I はじめに—問題の所在と方法

大学博物館¹⁾は戦前から存在し、講演会・講習会の開

催などを通じて、学生や研究者以外の一般の人々を対象とする活動の蓄積を持つ。大学博物館と社会との接点は、近年とくに、大学博物館に不可欠な要素として強調されるようになった。これは文部省学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について(中間報告)」(1995年)を契機としている。この「中間報告」以降、複数の国立大学で「ユニバーシティ・ミュージアム」²⁾が新たに整備され³⁾、社会との接点として機能することへの期待が一層高まり、また、社会との関わり方は課題としても認識されるようになった⁴⁾。大学博物館への期待は既存の学問体系の枠組みを融和する場としての使命を担うことにまで及んでいる⁵⁾。

ここで注意しておきたいのは、一連の期待が正確には「大学博物館」というよりは「ユニバーシティ・ミュージアム」に対して寄せられている点である。「中間報告」では、大学博物館という呼称では学術標本の保存と展示だけを行う消極的な機関と受け取られると危ぶまれたため

*生涯教育計画コース 修士課程 2001年3月修了

「ユニバーシティ・ミュージアム」という呼称が用いられた⁶⁾。つまり、「ユニバーシティ・ミュージアム」をめぐる議論は従来の大学博物館像を否定することによって成立する新しいあり方を模索するものであると言える。つまり大学博物館の否定的な側面を重視するがゆえに、これらの議論においては、活動の蓄積から導きだされた問題提起がなされているとは言い難い。そして消極的な機関として大学博物館を限定的に捉えるがゆえに、設置主体である大学との関連性や大学周辺のさまざまな動向における意義を見出しにくくなり、大学博物館としての特質を把握することができないという問題がある。そこで本稿では、大学博物館の特質を明らかにするための手がかりを得る作業を行う。

大学博物館に関する研究は、体系的に行われてはいない。その背景として大学博物館の設置数が少ないこと⁷⁾、設置主体の多様性⁸⁾により全体像の把握が困難であること、設備的な不備が多く問題点が予算不足や設備の未整備に収斂しがちなこと⁹⁾などが挙げられる。事例紹介などにそくして指摘された課題も個別事例にとどまるもので、大局的な視座からの考察を試みるほどには、大学博物館論は量も質も十分に蓄積していない。そして組織編成の問題など表面化しにくい諸課題の抽出こそが大学博物館の課題を考察するには不可欠な要素であることもまた、本稿における検討作業が時期尚早と言えなくもない理由の一つではある。しかし、「ユニバーシティ・ミュージアム」への楽観的な期待が大学の機関としての大学博物館の特質を踏まえて展開されるのなら、そこで描かれる未来像はより具体性を帯び、現状における課題を提起するだろう。大学博物館の意義について大学周辺の動向と関連づけて整理しておくことは必要な作業と思われる。

本稿では、具体的には戦後から「中間報告」以前を対象として設置目的、学術情報政策、大学改革という大学内外の動向における大学博物館の位置について検討する。次に、中間報告後も含めた大学博物館に関する議論のなかで指摘された課題のなかでも大学との関連性が強くあらわれる概念、設置主体、公開という軸にそくして捉えていく。

II 大学博物館の意義

A 設置目的にみる大学内での位置

まず大学内における大学博物館の意義を確認するため大学博物館の設置目的・契機に着目すると、次の4つの傾向が複合的にみられる。

第一に研究の過程で蓄積した学術的資料・標本の収蔵・保管施設の必要性から博物館構想が生じている例が

挙げられる。明治大学考古学陳列館（現明治大学考古学博物館）の開館（1952年）などである。一方、寄贈コレクションの保管施設として大学博物館を設置する傾向は本山コレクションの寄贈に始まる関西大学博物館の嚆矢（1952年）や、武蔵野音楽大学楽器博物館（1967年）などの芸術系大学での大学博物館の設置にもみられる。

第二に大学博物館は実物教育の場として、とくに芸術教育において重視された。多摩美術大学附属美術参考資料館（現多摩美術大学美術館）¹⁰⁾や、京都工芸繊維大学美術工芸資料館（1981年）がその例である。また、実物教育の大学博物館における意義は、立命館大学国際平和ミュージアムの創設（1987年）に平和教育の文脈でみられる¹¹⁾。実物による教育と大学博物館の意義とに関しては、実業教育においてその存在意義を認められた戦前期について検討することが有効である。

第三に大学創立記念事業に際して設置した例がある。これは私立大学に多く、たとえば創立40周年記念展の際、大学図書館内に「教育博物館資料室」を設置した現玉川大学教育博物館（1969年）や、大学創立25周年記念事業の一環として計画されたものの実際の開館はその8年後となった国際基督教大学博物館湯浅八郎記念館（1982年）、創立80周年記念事業の一環として開館した日本女子大学成瀬記念館（1984年）、創立110周年記念に開館した皇學館大學神道博物館（1992年）などである。こうした館では大学史関連資料を所蔵し、それらを対象とした研究活動の充実が特徴だろう。また、創立事業と連動した大学博物館の活動には、学外を対象としたものもある。たとえば東京芸術大学芸術資料館では大学創立100周年記念の収蔵資料展を都内の百貨店や北海道立近代美術館、ひろしま美術館などで開催した。

第四には学外に対する研究成果の公開施設・機関としての設置がある。公開の対象となる一般的な利用者に対しては、東海大学の海洋学部付属施設構想における海洋水族博物館の目的（1962年）にみられるように海洋開発への理解を目的とした活動が想定されているほか、展示・学習支援活動や友の会などによる直接的な活動がある。また、学外の研究者に対しては、運営面で学外と深く関わって活動する日本工業大学工業技術博物館の例もある。学外に対する活動は、社会へ向けて大学そして大学博物館の存在を主張していくことでもある。学内における大学博物館の意義は、研究・教育いずれの場面においても認められ、さらに恒常的な社会との接点としての機能も求められていた。

B 学術情報政策における意義

先に設置目的の第一点として、学術的資料・標本の収

蔵の場としての役割を指摘したが、この背景には大学を対象とした学術情報政策¹²⁾の影響が大きいと思われる。

たとえば博物館と学術資料との関わりでは、日本学術会議学術資料委員会による「学術資料（学術文献を除く）の保存ならびに活用について（答申）」（1950年）がある。ここでは、各地の大学・博物館がその地方の学術資料の保護と調査にあたることにふれて、大学の研究室などには「睡眠状態」にある学術資料が数多く存在していること、そしてこれらの所在調査、目録作成の必要性について強調した。大学との関連から学術情報政策と大学博物館をみると、学術情報政策の主役は大学図書館であった¹³⁾。そこでは情報それ自体の整備だけではなく、社会に対する情報提供機能の整備も求められた。大学と博物館のあり方にもそれは及び、国立大学共同利用機関（現大学共同利用機関）として位置づけられた国立民族学博物館をめぐる諸経緯にみるができるだろう。博物館における情報提供機能の形成過程や対象とする利用者層の変遷について検討することで、学術情報政策が大学博物館の設置に及ぼした影響を見出す手がかりを得られると思われる。つまり具体的には、初めは研究者を対象とした情報提供であったものがやがて一般的な利用者を対象とするようになったことで、博物館の各機能はいかに変容したか、そしてその試みは成功しているのかどうか。大学博物館の社会に対する意義を具体的な機能として検討するにあたって把握しておく必要があるだろう。

C 大学改革との関連

大学博物館の設置目的として、学外への公開についてふれたが、大学改革¹⁴⁾における大学博物館の意義は、大学での生涯学習の必要性といった観点から、大学開放の文脈で施設開放¹⁵⁾や公開講座¹⁶⁾にそくして捉えられることが多い。実際、大学博物館の主催する公開講座は、展示以外の学外との接点として重視されている¹⁷⁾。とは言え、施設開放や公開講座の観点からは、大学博物館に明確な位置づけはなされていないようだ。このことは、施設開放・公開講座に関する統計に大学博物館についての項目が見あたらないことに表れている。絶対数の少なさから調査対象とされなかったとの見方もあるが、大学博物館を公開することに対する認識がなかったとも見受けられる。しかし、大学改革の影響は、大学が社会との接点を生涯学習として、多様な形で認めるようになり、それが大学博物館の設置や拡充につながったことに見出せるのではないか。

大学改革関連の諸審議会答申などにそくしては、大学博物館の意義は吉村が次の3点を指摘する。すなわち、
①臨時教育審議会の第二次答申における、学術情報シス

テムの大学内施設としての大学博物館設置、②博物館という表現に欠けるものの、臨時教育審議会第3次答申における、生涯学習施設としての博物館の施設開放の要請、③大学審議会答申「大学教育の改善について」（1991年）における、図書及び図書館の項目で図書以外の資料についての記述から博物館的な施設の設置を視野に入れていたことである¹⁸⁾。③については、答申で「学生の学習の充実」として「双方向的授業」が挙げられており、これにそくした授業の場としての大学博物館の可能性を考えることもできる。また、大学審議会答申「大学院の整備充実について」（1991年）では附置研究所や教養部など学部以外の教育研究組織が重視されており、学部・大学院教育と連携協力を図った大学博物館の展開が考えられる。関西大学博物館においては大学改革を契機とした自己評価・点検が実施された¹⁹⁾。答申に沿った検討に加え、実際問題として生じる具体的な課題認識に基づいて、大学と大学博物館との連動を考察することで、大学博物館への大学改革の影響を見出すこともできるように思われる。

III 大学博物館論の課題

A 概念に関する議論

博物館研究においては大学の学芸員養成講座（博物館学課程など）の紀要・年報などで収蔵資料・館概要の紹介を中心に大学博物館のあり方・課題に関する記述がみられ、その意義や機能、課題は各館個別の状況にそくして指摘されてきた。しかし体系的な研究は行われておらず歴史的整理もほとんどみられない状態²⁰⁾、「中間報告」以前の大学博物館に関する研究は各館の事例報告を除けば活発とは言い難い状況にあった。

このため大学博物館に関する議論からその概念を捉えようとすると、その枠組みは明確には見出しにくい。大学博物館に関する全国的な調査はなされているものの、そこでは大学博物館固有の特質を反映した枠組みの設定はなされていない²¹⁾。これは大学博物館という言葉がある程度限定的な意味合いを持つためにあるいは大学博物館の多様性のために議論の対象とされなかったとも捉えられる。他の博物館との区別を強調した定義はなされているが²²⁾、これは将来期待される大学博物館の姿を表現したものであり、実際に存在するほとんどの大学博物館には該当しない。現状の問題点を定義という形で指摘したものとみることもできるが、現状認識に基づく定義とは異なる性質のものと考えると差し支えないであろう。

大学博物館の多様性については、目的や各機能の性質に着目した分類という形で明らかにされている²³⁾。すなわち、

A 大学での研究教育の過程で自ら作成収集蓄積した

試作品・標本・資料類の収蔵研究展示機関

- B 大学での教育に利用するために入手した標本・参考資料類の収蔵研究展示機関
- C 研究教育上生きた教材・標本類を育成保管する機関
- D 校史関係資料を収蔵展示する施設
- E 創設者や著名な教師を顕彰記念する施設
- F 大学での教育内容等は直結しない大学や創設者等のコレクションを収蔵展示する施設
- G 主に一般が利用する社会教育・慰楽施設
- H 学芸員養成のための実習教育用施設

というものである。先にみた設置目的のなかではHについてふれなかったが、それは実習施設であることが設置の直接的あるいは単一の動機としては見出しにくいと思われたためである。この分類の各項目が複合的に捉えられることを前提とした場合に、大学博物館の枠組みは大まかではあるが設定されうるだろう。

では制度面について大学博物館の枠組みをみると、一般的には学部附属の研究施設と位置づけられているもの（国立学校設置法施行規則20条）、学内共同教育研究施設と位置づけられているもの（国立学校設置法施行規則20条の3）、大学内の措置で位置づけられる資料館・博物館・植物園などがある²⁴⁾。植物園については²⁵⁾、薬学に関する学部または学科は付属施設として薬用植物園を設置することが義務づけられている（大学設置基準第39条）。なお、博物館法制定（1951年）後、博物館施行規則公布（1955年）により文部省令で大学において修得すべき科目が定められ、大学における学芸員養成課程の法的根拠が整備されているが、ここでは大学博物館の位置づけはなされてはおらず、制度面での関連性は認められない。

B 設置主体・運営主体に関する課題

大学博物館の設置主体については、法律上いくつかの問題がある。たとえば、国立大学のように設置法令のない現状では、私立大学の附属博物館の根拠は博物館法に求められることから見直しが迫られていることがある。また、博物館法では学校法人は博物館の設置主体とはなりえないため、私立大学の附属博物館は登録博物館となることはできない²⁶⁾。これについては、生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」（1998年）で、大学等における博物館整備の進展などの観点から、学校法人が設置する施設等を博物館として登録できるようにするなど、博物館登録制度のあり方を検討する必要性が指摘されている。

制度面以外でも私立大学設置の大学博物館が抱える課

題は他にもある。多様な学問分野を研究や展示の対象とすることが評価される近年では、単一の学問領域に基づく私立大学に多くみられる博物館活動の意義はその専門性ゆえに、積極的には認められにくい。そして、ユニバーシティ・ミュージアム構想はすべての大学を視野に入れてはいるというものの、直接予算を措置できる国立大学を対象として整備を進めており、予算の面でも私立大学への影響は直接的にはない。また、大学再編の過程にある国立大学でも大学博物館の統廃合をはじめとして今後新たな課題が生じることになるだろう。

次に、運営主体に関する課題として具体的には、大学博物館職員の問題がある。大学博物館の運営は多くの場合、資料・標本を研究対象とする学問分野の研究室であり、実質的には大学教員や助手、大学院生等が業務に携わっている。博物館の業務にあたる専任の職員が不在となり、規模の小さい大学博物館では、公開日時や公開可能な場所に制限が生じている。

また、大学博物館発行の紀要・年報の内容は運営の成果や課題の公表以上に、資料の紹介や資料を対象とした研究成果の発表に比重がおかれる傾向にあり、その活動の比重もまた研究活動におかれる様子がうかがえる。資料を所蔵していた研究室とのつながりが運営面に強くあらわれる大学博物館の設置については、「個別研究室の膨張策的発想」とされたり²⁷⁾、各学部共有の大学博物館を設置しようとする際に障害となったセクショナリズムの問題が指摘されている²⁸⁾。さらに、大学博物館のリカレント教育のプログラム中に学芸員の再教育が含まれていることに対しては、学芸員の養成や再教育にあたる「教官」の博物館学への理解に関して疑問を呈し、学芸員が資料の研究者にとどまるものではないとする立場もある²⁹⁾。大学教員などによる大学博物館の運営体制については、その有効性について再検討の余地があるだろう。

C 公開に関する議論

大学博物館の機能には、設置目的で重視され、「中間報告」で強調されたように、学内の学術的資料・標本の死蔵・散逸・廃棄による学問の停滞を回避する場としての機能をはじめ、一般学生の教養教育、当該資料を専門とする学生の専門教育、博物館学芸員の養成教育等学内における教育の場としての機能³⁰⁾が指摘されている。また、大学博物館間相互ではネットワークの整備が進んでいる。長い間私立大学を中心とする全国大学博物館学講座協議会（1957年設立）のみを通じたものがほぼ唯一の大学博物館の組織であったが、国立大学博物館の整備を機に、東京大学総合研究博物館と京都大学総合博物館を中心として国立大学付設の博物館・資料館の全国組織

「国立大学博物館等協議会」が設立され（1998年）、大学博物館相互の連携による活動などを目指すようになり、各館同士の情報公開は進展しつつある。

一方、社会への還元すなわち公開の問題は、学術情報政策においては情報の公開という点で、そして大学改革においては大学施設などの開放という点で大学博物館論のなかでも大きな論点の一つである。では、博物館として基本的な機能である一般的な利用者を対象とした公開についてはどうか。

一般の利用者への公開に関する継続的な実践は、たとえば日本大学芸術学部芸術資料館における所在地の自治体との共催による公開講座と展示の連係³¹⁾や、東京農工大学工学部附属繊維博物館における「繊維博物館友の会」を通じた各種の活動³²⁾など各地で行われている。さらに、大学所在自治体の公報などメディアを活用した広報活動を展開し³³⁾、展示や各種事業を通じた公開については積極的な取り組みがなされている。しかしこうした活動がすべての大学博物館にみられるわけではなく、「地域文化の発展」に寄与する活動を目的として掲げるものの、その活動内容としては具体性を帯びないという点が問題視される館もある³⁴⁾。

「中間報告」以降にはとくに、大学の開放性を演出する装置としての意義³⁵⁾が強調された。そしてエコミュージアムとしての可能性³⁶⁾や、大学のキャンパスをまるごと博物館化する構想³⁷⁾など従来の単施設運営という枠組みをこえた未来像が示されている。このような構想においては、地域との関わり方に多様性を持つことや、地域に何らかの形で貢献することなどが主張されているが³⁸⁾、実際の活動に反映されるまでには至っていない。

一方こうした議論に対して、収蔵・収集する資料が地域史を形成するものであるとの立場に地域と大学博物館との接点を認め、資料の地域的特性の提示を重視する館もある³⁹⁾。いわゆる地域博物館論においては、地域と強い関連性のある資料を収集し、地域の現代的課題を展示や研究を通じて提示するといったような関わり方が、放課後博物館⁴⁰⁾などの一つの実践としてなされている。このことを考え合わせると、大学博物館が地域に果たす役割についての模索はまだ緒についたばかりであると言える。

大学博物館が社会との接点としての役割を模索することそれ自体は、学術情報政策や大学改革の文脈から必要とされただけではない。博物館という名を冠し、博物館としての機能をもつ存在である以上、社会あるいは地域にいかに関わりつけられるかという、より本質的な課題と向き合うことにつながっていくことになる。

IV おわりに

「中間報告」以降、大学博物館はその議論・活動において大きな転換期を迎えたという表現は一般的ではあるが、以上見てきたように、必ずしも的を射ているわけではない。大学をめぐる動向の影響を受けつつ対象とする利用層や公開のあり方を変えて大学博物館の活動は蓄積されている。大学博物館と一般の博物館との差異の所在⁴¹⁾、大学博物館を視座とした「博物館」観のあり方⁴²⁾に関する問題提起によって大学博物館固有の特質を捉えようとする試みは今後一層増えていくだろう。この際に欠かせない視点は、大学博物館が設置主体である大学に関する動向の影響を受けた存在であり、それゆえの特質を有するという点である。大学博物館をめぐる議論が体系化されない要因に各館の多様性を挙げるよりもむしろ、大学との関連性という基本的視座からの検討を十分になされてこなかったこと、そして博物館としての機能を十分に認めてこなかったことで課題の一般化が行われなかったと考えるのが妥当ではないだろうか。

そして、大学博物館固有の特質に基づいて検討を進める場合、大学博物館が設置主体の特性に鑑み、潜在的に研究機能を有する存在であることを忘れてはならない。博物館の機能論に関しては様々な議論の蓄積が認められるが、その研究機能と学習支援（教育）機能との有機的連関については、常に課題とされてきた。各機能は有機的に連関することはあっても「融合」する性質のものではない。ユニバーシティ・ミュージアムには、各専門分野の融合や統合によって横断的共同研究、つまり新領域の開発の場となる応用的な研究に関する機能が強調されている。しかし応用的な研究に携わることのできる利用者は限定され、研究者間のネットワークの場としての機能は認められる。その一方で、基礎研究と応用研究との関連は、一般的な利用者への公開に関する問題と合わせていかに接続していくのだろうか。研究機能と学習支援（教育）機能との接続は大学博物館においていかになされるか。これらの点に着目して検討することで、研究機能を前提として有する大学博物館において、研究機能と結びついた学習支援（教育）機能のあり方を検討する手がかりを得ることはできると思われる。

大学博物館が一般的な利用者を対象とした活動を展開するにあたって、社会における意義をどのような立場から主張していくにせよ、大局的な視点からの整理に基づいた各機能の関連性への検討が必要とされる。本稿で試みたような大学との関わりからの概観及び議論の整理はその検討の手がかりとなるだろう。

注・引用文献

- 1) 本稿で対象とする大学博物館とは、その名称に関わらず、戦後については学校教育法（第52条）に設置された博物館的機能を有する機関とする。つまり、博物館法第二条に記された事業に相当する活動を行う機関、具体的には収集、保存、調査研究、教育活動を行う機関とする。しかし、実際にはその全てを行う館は限定されてしまうので、上記の全ての活動を志向する機関でかつそのいずれかを行う館と捉える。本稿ではこの検討対象を大学博物館と記し、文意に支障がない限り正式名称が資料館・資料室であっても固有名詞を出す以外の場面では大学博物館に便宜統一する。
- 2) 「中間報告では「大学において収集・生成された有形の学術標本を整理し、保存し、公開・展示し、その情報を提供するとともに、これらの学術標本を対象に組織的に独自の研究・教育を行い、学術研究と高等教育に資することを目的とした施設である。加えて、『社会に開かれた大学』の窓口として展示や講演会等を通じ、人々の多様なニーズにこたえることができる」施設で、さらに「単なる学術標本保存施設又は収集した学術標本の展示を主たる目的とする施設ではなく」、「収集・整理・保存」、「情報提供」、「公開・展示」、「研究」、「教育」の5機能を持つ必要がある、と定義する。
- 3) 東京大学総合研究博物館の改組（1996年）をはじめ、京都大学総合博物館（1997年）、東北大学総合学術博物館（1998年）、北海道大学総合博物館（1999年）、名古屋大学博物館・九州大学総合博物館（2000年）などの設置・開館がある。
- 4) たとえば西野嘉章は大学博物館の使命や将来像について東京大学総合研究博物館あるいは同規模の大学博物館の展望について指摘するが、他の大学博物館について俯瞰的に概観しているわけではない。西野嘉章、『大学博物館－理念と実践と将来と－』、東京大学出版会、1996など。
- 5) 西野嘉章、『21世紀博物館－博物館資源立国へ地平を拓く－』、東京大学出版会、2000、pp.155－156。
- 6) 岡田茂弘、「ユニバーシティ・ミュージアムの役割と将来構想」〈『博物館研究』、Vol.32, No. 5, 1997〉p.13。
- 7) 博物館総数における管理者別比率で国立大学の管理する博物館は1977年で2.5パーセント（加藤有次・前川公秀、「博物館の管理状況」加藤有次編、『日本の博物館の現状と課題』、雄山閣出版、1980〉p.68）、博物館全体に占める大学博物館の割合は約4.3パーセントである。伊能秀明・引田由美子・鈴木さおり、「大学博物館に関する基礎的考察－データに見るその現状・1995年9月」〈『明治大学博物館研究報告』、第1号、1996〉p.103。
- 8) 菅野和郎、「大学博物館の現状と課題」〈『博物館ニュース SHU』、No.14〉1998、p.12など。
- 9) 渡辺良次郎・駒見和夫、「大学博物館の役割と設備－和洋女子大学文化資料館の実践から－」〈『東京家政学院生活文化博物館年報』第3・4号〉pp.51－52や金澤邦夫、「早稲田大学會津博士記念東洋美術陳列室」〈『大学時報』、No.249、1996〉p.123など。
- 10) 「芸術を志す場には眼の訓練のためには、当然、本物の美術品がなければいけない」との考えに基づいて古美術のコレクションが形成されている。仙仁司、「多摩美術大学附属美術館の実験」〈『東京家政学院生活文化博物館年報』第3・4合併号、1996〉pp.57－58。
- 11) 雀部品、「立命館大学国際平和ミュージアム創設の意義」〈日本科学者会議編、『日本の科学者』、vol.27、水曜社、1992〉pp.37－38。
- 12) 「学術」は高等教育機関において実施される研究活動を指し、ここでの「学術情報政策」は文部省が所掌する「学術」を対象とした政策を指す。なお、学術情報の流通利用に関する実態調査の行われた1971年以降、国立民族学博物館・国立歴史民俗博物館の開館という形で大学と博物館との新たな関係が具現化したことなどについては、吉村の論考に詳しい。吉村日出東、「大学博物館の設置とその意義」〈『大学研究』、第19号、1999〉pp.201－214。
- 13) ごく大まかに示すと、日本学術会議「大学図書館の整備、拡充について（勧告）」（1961年）、日本学術会議「大学における図書館の近代化について（勧告）」（1964年）、学術審議会学術情報分科会「学術情報の流通体制の改善について」（1973年）などが続いている。
- 14) 大学改革は、大学審議会答申「大学教育の改善について」（1991年）以降、たとえば同年の大学審議会答申「大学設置基準等及び学位規則の改正について」の提言に基づき文部省が短大、大学、大学院の設置基準を大幅に改訂したように、大きく動き出した。
- 15) 本来の教育研究に支障を来さない限り、地域住民等に積極的に開放しその学習活動の場として提供することが生涯学習の振興の観点から望ましいとされ、学校教育法（第85条）、社会教育法（第44条第1項）

においても同様の努力義務規定等がおかれている。

- 16) 学校教育法第69条で「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」、「公開講座に関し必要な事項は、監督庁がこれを定める」とされている。各大学における教育研究の成果を地域住民等広く社会に対し開放するものであり、実施する大学は多い。(高等教育局大学課、「生涯学習と大学」『大学資料』、第107/108合併号、1988)pp.4-5, p.14)「社会教育の講座」の規定のなかで社会教育法第48条は「文化講座」「専門講座」「夏期講座」を「学校施設の利用による社会教育のための講座」として学校の管理機関がその開設を求めるとしている。講座の開催方法には、大学教育開放センターで恒常的な運営を行う場合と、教官組織である学内実行委員会が実施する場合とがある。また、地方自治体が各大学に呼びかけ、大学連合で開催される場合もある。
- 17) たとえば柴田勝重、「博物館と生涯学習 東海大学社会教育センター」『社会教育』vol.46, No.11)pp.48-49, 大堀哲, 「総論」大堀哲編, 『博物館実習』, 樹村房, 2000) , p.7など。また、大学主催で行う公開講座が多様な宣伝媒体を用いて幅広く参加者を募集するのは対象的に、大学博物館主催の事業には参加者が集まりにくいこともある。
- 18) 吉村日出東, 前掲, pp.204-205.
- 19) 関西大学博物館は、1994-1997年度を対象に自己点検・評価報告書をまとめた。「博物館が本源的に社会教育機関としての役割を担っている以上、広く一般に公開する義務を負っており、ひとえに大学における教育および調査研究の発展に寄与することだけを目的とすることにとどまってはならない。博物館が社会教育機関としての性格を有している以上、たとえ大学博物館であっても、博物館が生涯教育の「場」として活用され、かつ機能していく必要がある」という目的にそって評価が試みられている。関西大学博物館自己点検・評価委員会「関西大学博物館自己点検・評価報告書 1994-1997年度」『関西大学博物館紀要』第5号, 1999)
- 20) 通史的な記述もあるが、機能論に比重が置かれている。熊野正也, 「大学博物館のあるべき姿への一試論」『MUSEUM STUDY 明治大学学芸員養成課程紀要』第3号, 1991) , pp.7-24.
- 21) 伊能秀明, 引田由美子, 鈴木さおり, 前掲, p.103.
- 22) 大学博物館については、「大学の一部局でありかつまた(傍点著者)一個の博物館施設である。しかし、大学(University)と博物館(Museum), これら

二つの施設・組織の臨界域に位置する大学博物館は、ある特定のテーマに即して資料を個別的ないし網羅的に収集し、それらを整理し、保存し、研究し、公開することを主な業務とする一般の博物館と似て異なるもの。なぜなら、大学博物館は学問の体系に則って収集された学術標本コレクションを恒久的に保存・管理する保管施設であると同時に、学内の教育研究を支援する基盤施設であり、かつまた先端的な知と情報を創出・発信する戦略施設だからである」との定義がなされ(西野嘉章, 前掲(1996), pp.i-ii), 「既存の一般博物館と性格を異にする」ことが強調される(西野嘉章, 前掲(2000), p.153)。

- 23) 菅野和郎, 前掲, p.12.
- 24) 中根孝司, 「博物館の行財政」大堀哲編, 『博物館経営論』, 樹村房, 1999) p.37.
- 25) 実際には、国立・公立の薬学部では、薬用植物園は大学付属の機関ではあるが同時に薬学部の研究講座の一つとして認識されているとの指摘もある。菅谷愛子, 「城西大学薬学部薬用植物園」『大学時報』No.241, 1995) p.134.
- 26) 根木昭, 「美術館の制度と現状」根木昭・枝川明敬・垣内恵美子・溝上智恵子・栗原祐司, 『美術館政策論』, 晃洋書房, 1998) p.18.
- 27) 渡辺誠, 「大学博物館について」『日本の科学者』, vol.22, No.2, 1987) p.17.
- 28) 梅棹忠夫, 『メディアとしての博物館』, 平凡社, 1987, pp.210-212.
- 29) 倉田公裕・矢島國雄, 『新編博物館学』, 東京堂出版, 1997, pp.312-313.
- 30) 上野佳也, 「大学附属博物館」新井重三編, 『博物館学講座第1巻 博物館学総論』, 雄山閣出版, 1979) pp.213-214など。学芸員養成にそくして大学博物館の課題を端的に指摘したものには長谷川孝徳, 「博物館実習と学芸員養成について」『石川県歴史博物館紀要』7号, 1994) p.4や原礼子, 「国際基督教大学博物館湯浅八郎記念館」『大学時報』, No.238, 1994) p.121, 小川義和, 「大学における博物館学講座の実態と博物館実習」大堀哲編, 前掲, 樹村房, 2000) pp.14-15などがある。
- 31) 鈴木保彦, 「日本大学芸術学部芸術資料館」『大学時報』, No.254, 1997) pp.104-107.
- 32) 並木覚, 「生涯学習を目的とした博物館活動—繊維博物館における10年間の記録—」『博物館研究』第25巻第11号, 1990) pp.13-18.
- 33) 荒木伸介, 「跡見学園女子大学花蹊記念資料館」『大学時報』, No.256, 1999) p.123.

- 34) たとえば中村浩, 「大学博物館の活動の一例—大谷女子大学資料館の開館から今日まで—」
『研究紀要』創刊号, 1989) p.34.
- 35) 馬場憲一, 『地域文化政策の新視点』, 雄山閣出版, 1998, pp.168-172.
- 36) 赤澤威, 「情報化時代と博物館」
『教育と情報』, No.476, 1997) p.19など。
- 37) 大堀哲, 前掲 (2000), pp.1-8.
- 38) たとえば馬場の構想は大学博物館にエコミュージアムの可能性を見出そうとするものの, 現状の課題となっている大学博物館の地域との希薄な関係については対応策を示していない。
- 39) 村田裕一, 「埋蔵文化財資料館をご存じですか」
『山口大学広報』, 1995) p.7や山口大学埋蔵文化財資料館, 「今後の課題」
『山口大学埋蔵文化財資料館, 『学内発掘20年の歩み』, 山口大学埋蔵文化財資料館, 1998) p.31など。
- 40) 浜口哲一, 「放課後博物館の考え方」,
『Museum Data』, No.20, 1992) pp.1-5.
- 41) 中村浩は, 西野の提示する大学博物館の5機能(「収集・整理・保存」, 「情報提供」, 「公開・展示」, 「研究」, 「教育」)について検討を進め, 一般的な博物館の目的や機能と比較して差異が認められず, 生涯学習施設としての博物館と大学博物館の差は設置者の差に過ぎないことを指摘した。そしてむしろ, 大学博物館固有の役割は「博物館学芸員の実習施設」であり, 博物館実習の実習館の恒常的な不足状態の解消こそが, 大学博物館が最初に取り組むべき問題であるという。中村浩, 「大学博物館について—その設立理念と課題—」
『全博協研究紀要』, 第6号, 2000) pp.15-19.
- 42) 遠藤秀紀, 「書評『大学博物館—理念と実践と将来と』」
『生物科学』第49巻第1号, 1997) p.52など。